

研究所報 No.19「人口移動統計」

IV 都道府県別現在人口推計の現状

廣嶋 清志／白石 紀子

IV 都道府県別現在人口推計の現状

廣嶋 清志・白石 紀子

1. はじめに

国勢調査後の都道府県別年齢別人口を常に把握することは、行政にとって重要であるとともに、都道府県別の人口動態率の算出などの人口分析のためにも欠かせない基礎的作業である。この人口の推計は総務庁統計局が毎年10月1日について統一的に行っているが、その基礎データは、都道府県による年齢各歳別人口と年齢5歳階級別転出入者数の推計があるところについてはこれによっている¹⁾。したがって、都道府県が独自に行っている現在人口推計（現在にもっとも近い過去の人口推計の仮称）がもっとも基礎的な資料となっているといえる。本稿はその現状を都道府県による刊行資料にもとづき調査し、検討したものである。

調査の対象は独立した刊行物としたが、一部の県では入手できず統計年鑑に記載されたものとした。なお、刊行物の名称は後で述べるような理由でまちまちである。国の統計機関による取りまとめも制度的な理由で完全でない。対象期間は1988年としたが、一部資料を入手できなかったところがある。

2. 現在人口推計の位置

ここで現在人口推計と称しているものは現実には様々の扱いを受けており、たいへん錯綜した状態にある。資料収集のためにも、この点をまず整理する。

そもそも、ここでいう現在人口の把握のため推計が必要となる理由は住民の登録行政の現状からくる統計の制約である。現在、住民基本台帳は継続的に住民を記録しているので人口推計の有力な資料であるが、周知のように、「住民」に国勢調査では外国人を含む²⁾のに対して住民基本台帳では外国人を含まない³⁾。仮に住民基本台帳がすべての住民を覆

1)総務庁統計局「人口推計資料」(No. 47『昭和49年10月1日現在推計人口』からNo. 62『平成元年10月1日現在推計人口』)

2)統計法第4条「政府が本邦に居住している者として政令で定める者」

3)住民基本台帳法第39条「日本の国籍を有しない者その他政令で定める者については、適用しない」

表1 都道府県別現在人口推計の表章項目別都道府県数

総人口の 表章の周期	年齢別人口 の調査	届出統計調査	外国人人口 (推計方法)	人口移動の表章	
				年齢別	外国人
計 47	計 47	計 47	計 47	計 47	計 47
月別 37	有り 26 各歳 24 5歳 2	届出統計 33	含む 38 含まない 2 基準人口に 含むが、動 態には含ま ない 7	有り 23 日本人のみ 20 外国人含む 3 各 歳 4 5 歳 16 そ の 他 3 無し 24	有り 2 無し 45
年別 10	無し 21	その他 14			

表2による

っていれば、国勢調査以後の人口は住民基本台帳による人口そのもの⁴⁾か、あるいはせいぜい国勢調査人口にその増加を加えればよい。しかし現状では、住民基本台帳と外国人登録によることが必要となる。

したがって、推計のために都道府県においては住民基本台帳および外国人登録の事務を行う市町村から報告を求め資料を得ることが必要である。このような市町村を対象とした資料作成作業が、いったい調査なのか単なる業務報告なのかが問題になる。住民基本台帳法第37条には資料提供の規定があり⁵⁾、業務報告として扱うことも可能のようであるが、一方で統計法第8条に基づいて総務庁長官に届出られる届出統計調査とされているところがある⁶⁾。届出統計調査とされているものは表1のように47都道府県中33県と過半数にのぼっているが、この扱いは表2第5欄にみるように都道府県によってまちまちで、なんらかの基準に基づいているようにはみえない。個人を対象とする調査票を用いる調査はすべて含まれているが、6県にすぎない。また、各県の資料をみると都道府県においては調査要綱や条例を設置しこれに基づいて調査が行われるところが多いが、届出統計調査であることとこれとも関係があるわけではない。とにかく、届出統計調査の届出によって各県の現在人口推計の現状を把握することはできない。

4)この場合は現在人口推計ではなく現在人口統計あるいは現在人口調査、現在人口統計調査というべきであろう。

5)住民基本台帳法第37条「国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村に対し、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる。」

6)総務庁統計局統計基準部、『統計調査総覧 平成元年』、全国統計協会連合会、1990年1月。

表2 1988年を中心とする都道府県の現在人口推計の現状

都道府県	用いた資料 の表章年次 ¹⁾	総人口の 表章の周期 ²⁾	年齢別人口 の表章 ³⁾	届出 統計 調査 ⁴⁾	外国人 人口 ⁵⁾ (推計方法)	人口移動の表章		資料 番号 ⁸⁾		
						年齢 ⁶⁾	外国人 ⁷⁾			
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	1988	月 月 年 年 年	×	×	×	×	×	1		
	1989		×	×	○	×	×	2		
	1988		○(1)	10.1	◎	○	○1	×	3	
	1988		×		○	×	×	×	4	
	1988(88/89)		12.31 10.1	○(1)	10.1	○	○	○1	×	5
山形 福島 茨城 栃木 群馬	1988	月 月 月 月 月	○(1)	10.1	×	△	△5	×	6	
	1988		×		○	○	×	×	7	
	1988		○(1)	1.1	○	○	○1	×	8	
	1988		○(1)	10.1	○	○	○5	×	9	
	1988		×		○	○	×	×	10	
埼玉 千葉 東京	1986	年 月 月 年 年 月	○(1)	1.1	○	○	×	×	11	
	1988		×		×	○	×	×	12	
	1988		×		×	○	×	×	13	
	1989		4.1	○(1)	4.1	○	○	×	×	14
	1989		1.1	○(1)	1.1	×	×	×	×	15
神奈川 新潟 富山 石川	1989	年 年 月 月 月	○(1)	1.1	◎	×	○5	×	17	
	1988		×		○	○	×	×	18	
	1988(87/88)		○(1)	10.1	◎●	○	○5	×	19	
	1988(87/88)		○(1)	10.1	◎	○	○5	×	20	
	1988(88/89)		○(1)	10.1	◎●	△	△5	×	21	
福山 山梨 長野 岐阜 静岡	1988	年 年 月 年 月	○(5)	10.1	×	○	×	×	22	
	1988(87/88)		×		◎●	○	×	×	23	
	1988		○(1)	10.1	◎	○	×	×	24	
	1989		1.1, 4.1	○(1)	1.1	○	○	×	×	25, 26
	1988		×		×	△	×	×	27	
愛知 三重 滋賀 京都 大阪	1988	月 月 年 年 年	○(1)	10.1	○	○	○5	×	28	
	1988(88/89)		×		○	△	×	×	29	
	1988		○(1)	10.1	×	○	○5	×	30	
	1988		10.1	×	×	×	×	×	31	
	1988		10.1	×	×	○	×	×	32	
兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根	1988	月 月 年 年 年	×		○	○	×	○	33	
	1988		×		×	○	×	×	34	
	1988		10.1	×	○	○	×	×	35	
	1988		○(1)	10.1	◎	○	○5	×	36	
	1988		10.1	○(1)	10.1	◎●	○	×	37	
岡山 広島 山口 徳島 香川	1988(87/88)	月 月 月 月 月	○(5)	10.1	◎	○	○5	×	38	
	1988(87/88)		×		◎●	△	△5*	×	39	
	1988		×		◎	○	○10	×	40	
	1988		×		◎	○	○10*	×	41	
	1988		○(1)	10.1	×	○	○5	×	42	
愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎	1988	月 月 月 月 月	×		×	△	×	×	43	
	1988		×		×	△	×	×	44	
	1988		×		×	○	×	×	45	
	1988(87/88)		○(1)	10.1	○	○	○5	×	46	
	1989		○(1)	10.1	○	○	×	×	47	
熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	1988(88/89)	月 月 月 月 月	○(1)	10.1	○	○	×	×	49	
	1988		○(1)	10.1	○	○	○5	×	50	
	1988(87/88)		○(1)	10.1	○	○	○1	×	51	
	1988		×		○	○	×	×	52	
	1987		×		×	○	×	×	53	

- 注 1) 1988年の資料を揃える方針としたが、入手できなかった場合はその前後の年次のものにした。
(87/88)は期間が1987年10月1日～1988年9月30日までのもの。(88/89)は期間が1988年10月1日～1989年9月30日までのもの。
- 2) 数字は表章の月日。
- 3) ○は年齢別人口の表章有り、×無し。(1)は各歳，(5)は5歳階級を示す。「10.1」などは表章の月日。
- 4) ○◎は届出統計。◎は届出統計の調査対象単位が「個人・世帯」と表示されているもの(ただし、そのうち客体系数が市町村数となっているものは除いた)。総務庁統計局統計基準部、『統計調査総覧 平成元年』全国統計協会連合会，1990年1月による。●は住民個人を対象とする個票を用いた調査を行っているもの(現在人口推計資料による)。
- 5) ○は外国人を含む。△は基礎人口には外国人を含むが、人口動態数には含まない。×はどちらにも外国人を含まない。したがって推計方法において、○は推計の出発点になる基礎人口を国勢調査により、その後の人口動態数に住民基本台帳と外国人登録を使う。△は基礎人口を国勢調査、人口動態に住民基本台帳のみを使う。×は基礎人口、人口動態とも住民基本台帳による。国勢調査人口には日本人および外国人を含むが、住民基本台帳は日本国籍を有するもののみ、外国人登録は外国人が対象である。
- いずれも、資料の表現によって判断したもので、実際と異なるものがあるかもしれないが、一部の県は電話によって確認した。
- 6) ○は外国人を含む移動者数の表章があるもの。△は日本人のみの移動者数。数字は5歳階級(5)か各歳(1)かなどを示す。5*は0～14, 15～19, 20～29, 30～39, 40～49, 50～64, 65歳以上, 10は0～5, 6～14, 15～19, 20～29, 30～39, 40～49, 50～59, 60～64, 65歳以上, 10*は0～14, 15～19, 20～24, 25～34, 35～44, 45～54, 55～64, 65歳以上。
- 7) ○は外国人の移動による増減を表章するもの。×は表章なし。
- 8) 末尾の文献一覧を参照。

ここでいう推計は、将来人口推計のように調査資料の得られない将来の人口動態についての仮説に基づく設定ではなく、その調査結果に基づいて行われる統計的加工作業であって、将来推計の場合とかなり異質の作業を指している。これを推計と呼ぶのは調査結果そのものによって直接に結果を得ることができないからである。つまり、現在人口を把握するために出発点となる過去の人口は、住民基本台帳および外国人登録からとるのではなく、法定人口である国勢調査人口とせざるをえない。したがって、調査は人口の変動要因のみを対象とすることに限定される。出発点となる人口は、あらためて調査されないで国勢調査の結果が直接利用されるのである。このように異なる調査の結果を組み合わせることからこれは推計というべきであろう。県によってはこれをまったく推計と称さないものがあるが、調査報告そのものとはいえないのであるから適切とはいえない。

現在人口推計のための資料作成過程を報告ではなく調査としておくと、この人口推計は

調査の実施、調査結果報告、推計とが一体となっているところに大きな特徴がある。このことから、推計結果を掲載した刊行物の名称は末尾資料に示すとおり変化に富んでおり、つぎのようにタイプ分けできる。(1)調査結果の報告として推計が付属しているもの(調査とその報告が人口推計のために行われたことや推計の結果が含まれていることが明示されていないものがある)、(2)単に人口推計の結果報告とされているもの(調査が実施されその結果が用いられていることが明示されていないものもある)、(3)その中間のもの(「推計人口調査結果」の報告(京都府)など)。(1)のタイプでは人口推計の結果であることを見いだすのがなかなか困難な場合がある。

また、調査の名称もヴァリエティに富んでおり、常住人口調査、人口調査、人口統計調査、人口異動調査、人口動態統計調査、流動人口調査、人口流動調査、人口移動調査などがあり、とくに人口移動調査というものが案外多い。これは現在人口推計と無関係に見え誤解を招きやすいが、各県で人口変動の要因としてとくに人口移動に関心が持たれていることを示し⁷⁾、実際に、移動した個人を対象とした調査が行われ、この結果が掲載されているところもある。

以上のような都道府県別現在人口推計の扱われ方の現状は、国の統計行政の中でこのような人口推計が正当に位置づけられ、何らかの基準に基づいて指導がされていないためといえよう⁸⁾。

3. 推計方法とその結果の評価

総人口の表章は47県すべてで一応行われているが、北海道、宮城(東京1、神奈川2)のものは住民基本台帳の単なる集計結果であるので人口推計とはいえず、当然ながら外国人が含まれていない。

7)人口移動調査という観点から国によって都道府県の人口調査の現状の整理が行われたことがある。したがって、ここには逆に「常住人口調査」や「推計人口調査」など一見人口移動調査と直接関係がないとみられる調査が多く含まれている。

総理府統計局『人口移動統計の整備・開発に関する研究報告(中間報告)』1982年3月。
また、都道府県の移動調査に関しては下記を参照。

金子武治・白石紀子、「地方公共団体における移動統計の刊行状況について」、『人口問題研究』、第156号、1980年10月、pp.71-82。

8)都道府県による推計人口は下記のように社会・人口統計体系のなかに位置づけられているが、全都道府県では行われていないことが記載されている。

総務庁統計局『社会・人口統計体系 基礎データ項目定義集 上巻』1987年7月。

今回とくに問題にする年齢各歳別人口について表章があるのは24県とほぼ半数にとどまっている。これらの県は届出統計調査となっている県ともとくに関係がなく、各県の必要性と市町村に対する負担から推計の表章内容が決められているものとみられる。ただし、山梨、広島、山口、徳島の4県ではあとでみるように年齢別の移動数が表章されているので、年齢別人口の推計が理論的には可能と思われる。

北海道、宮城を除く45都府県についてその推計方法をみると、その特徴の第1はすでにふれたように、国勢調査人口を出発点にすることである。第2は、人口の動態件数を住民基本台帳と外国人登録を用いて把握することである。したがって、人口動態統計は直接には使われない⁹⁾。以上の点は多くの県(38県)で共通しているが、残る7県では人口動態件数を住民基本台帳からのみ得ており、外国人の動態を無視している。

38県においては、多くの県(たとえば、愛知県など)で日本人と外国人の区別を取り払って出生、死亡、移動の件数が調査され集計される。一方、他の県(たとえば東京都)では住民基本台帳により日本人の出生、死亡、移動をとらえ、外国人登録により外国人の増加数を加える方法をとっている。日本人と外

表3 都道府県別人口総数の比較
(1988年10月1日) (千人)

都道府県	都道府県による推計	総務庁統計局による推計	差
北海道	5,689	5,671	+
	1,509	1,509	?
	1,420	1,423	-
	2,220	2,221	?
	1,238	1,239	-
山形県	1,262	1,262	○
	2,095	2,095	○
	2,798	2,794	+
	1,906	1,903	+
	1,949	1,946	+
埼玉県	6,193	6,181	+
	5,404	5,392	+
	11,936	11,890	+
	7,788	7,760	+
	2,480	2,480	○
東京都	1,122	1,121	+
	1,160	1,159	+
	823	823	+
	847	846	+
	2,154	2,152	+
静岡県	2,054	2,052	+
	3,639	3,636	+
	6,602	6,590	+
	1,775	1,773	+
	1,193	1,193	○
大阪府	2,609	2,605	+
	8,763	8,751	+
	5,348	5,349	-
	1,353	1,352	+
	1,080	1,081	-
広島県	618	618	○
	791	791	○
	1,927	1,929	-
	2,842	2,846	-
	1,591	1,592	-
徳島県	836	835	+
	1,027	1,027	○
	1,525	1,527	-
	835	835	○
	4,771	4,771	○
福岡県	881	881	○
	1,581	1,583	-
	1,847	1,847	○
	1,246	1,245	+
	1,175	1,176	-
鹿児島県	1,815	1,815	○
	1,214	1,213	+

+は都道府県による推計値の方が大きいもの、-はその逆、○は差が0。いずれも1,000人単位。?は都道府県の推計時点が10月1日でないため不明。

統計局の推計は脚注1の文献による。

9) 「人口動態統計」は厳密には常住人口の変動を把握する目的の統計ではなく保健統計であり、常住人口以外の出生・死亡を含むためといえよう。

国人に2区分し、日本人の動きはよりくわしくとらえ、外国人については要因を問わないというものである。

今回検討した推計の資料では、全ての県では推計の方法が明記されていないので、以上のどちらであるかをすべての県について知ることはできないが、いずれにせよ、どちらの方法でも日本人と外国人に区分した人口は表章されていない。よく知られているように、国勢調査による外国人人口は外国人登録によるものよりかなり少い¹⁰⁾。したがって、国勢調査人口を推計の出発点としながらも、国勢調査による外国人人口は用いることができないことから、このような総人口主義ともいべき方法がとられているものと思われる。

なお、都道府県間の人口移動件数に関して住民基本台帳による統計が年齢別で作成されていないために、人口推計などに重大な支障をきたしているが、年齢5歳階級または各歳などの移動件数を表章するのは23県と半分程度しかない。うち、外国人を含む移動が表章されているのは3県のみである。また、埼玉、千葉、東京、長野、三重、兵庫、和歌山、島根、高知、熊本、鹿児島¹¹⁾の11県では年齢別の推計結果が表章されているのであるから、人口移動の表章を年齢別に行うことも理論的には可能と思われる。

現在、外国人についての国内移動の統計がまったくないが、兵庫、長崎の2県でこの表章がある。ただし、年齢別ではない。

各県の推計結果は統計局の推計結果と比較すると、人口総数のみについてであるが、表3のように関東など東部の諸県で大きく、西南の諸県で逆に小さくなっている。この差の原因は、第1には外国人の国際移動による増加の推計方法、第2には日本人の国際移動による増減の推計方法の差によるものとみられる。

すなわち、外国人の国際移動による増加について、統計局の方法では外国人登録は使わず出入国統計により91日以上¹²⁾の滞在資格の外国人の出入国の差を加える方法をとっているため、90日以下の資格で入国しその後長期資格に切り替えた外国人が含まれない。実際には、90日以下の短期の滞在資格で入国し、長期資格を得て外国人登録をするものが相当いるものと推定される。

他方、日本人の国際移動による増減について、統計局は同様に出入国管理統計によってすべての日本人の出入国差を用いているが、都道府県では住民登録による出国・入国差をとっている。実際には、長期間出国していながら出国が住民基本台帳に登録されていない

10) たとえば、山田茂、「国勢調査結果の評価に関する一考察」、『政経論叢』、第68号、1989年6月、pp. 53-82。廣嶋清志、「人口統計の新しい課題」、『行政管理研究』、No. 50、1990年6月、pp. 63-70。

日本人がかなりいるとみられている。

おわりに

住民基本台帳による人口統計は、国勢調査による人口統計を補う重要な利用価値を有する。しかしながら、住民基本台帳が外国人を排除していることから、これに基づく人口統計の価値は著しく損なわれており、これを補うために中央・地方で多くの努力が払われている。住民基本台帳から外国人を除くことはすでに述べたように住民基本台帳法39条に明言されているところであるが、そもそも住民基本台帳の制度の目的は「住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とする…」(同法第1条)のものであり、「住民の利便増進」「行政の合理化に資する」ため、国および都道府県が「住民に関する事務の処理がすべて住民基本台帳に基づいて行なわれるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない」との義務づけ(同第2条)にのっとり、住民を対象とする行政が「住民に関する記録を正確かつ統一的行なう」住民基本台帳によって円滑に進められるよう改善されること、その結果として、人口統計が飛躍的に改善されることを期待したい。

このような改善がなされる前には、都道府県別現在人口推計が重要な統計としてすべての県で整備されるよう統一的な指導・援助を期待したい。

都道府県の現在人口推計資料一覧

1. 北海道企画振興部地域振興室市町村課、「住民基本台帳人口・世帯数表及び人口動態 昭和63年1月～12月」、『北海道統計』, 第501号, 1989年6月
2. 青森県企画部,『青森県の人口移動(推計人口年報)昭和63年』, 1989年6月
3. 岩手県企画調整部統計調査課,『岩手県人口移動報告年報』(63岩統資第8号), 1989年3月
4. 宮城県企画部統計課人口統計係,『宮城県の人口動態 住民基本台帳に基づく人口移動調査年報 昭和63年』(統計課資料第844号), 1989年11月
5. 秋田県企画調整部情報統計課,『秋田県の人口 平成元年 秋田県年齢別人口流動調査報告書(昭和63年10月～平成元年9月)』, 1989年6月
6. 山形県企画調整部統計調査課人口統計係,『山形県の人口と世帯数(山形県社会的移動人口調査結果報告書)昭和63年』(統計資料No.290 山形県行政資料No.'89-3), 1989年3月

7. 福島県統計調査課, 『福島県の人口 昭和63年版』(統計調査課資料 統労第51号), 1989年7月
8. 茨城県企画部統計課, 『茨城県の人口 茨城県常住人口調査結果報告書 昭和63年』, (統計課資料元-7), 1989年3月
9. 栃木県企画部統計課人口労働統計係, 『栃木県の人口 栃木県毎月人口調査結果報告書 昭和63年度 自 昭和62年10月 至 昭和63年9月』(栃統資料63-12), 1989年1月
10. 群馬県企画部統計課, 『群馬県移動人口調査結果(年報)』(統計資料番号 1-13), 1990年2月
11. 埼玉県企画財政部部統計課, 『埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告書 昭和61年1月1日現在』1986年3月
12. 埼玉県企画財政部部統計課, 『埼玉県の推計人口 平成元年10月1日現在』
13. 千葉県企画部統計課, 『千葉県毎月常住人口調査報告書 年報 平成元年』, 1990年3月
14. 千葉県企画部統計課, 『千葉県年齢別・町丁字別人口 平成元年度版』, 1989年9月
15. 東京都総務局人口統計課人口動態統計係, 『住民基本台帳による東京都の世帯と人口(町丁別・年齢別) 昭和64年1月』, 1989年3月
16. 東京都総務局統計部人口統計課企画担当, 『人口の動き 昭和63年中』, 1989年3月
17. 神奈川県企画部統計課人口・労働力統計班, 『神奈川県年齢別人口統計調査結果報告 昭和64年1月1日現在』, 1989年7月
18. 神奈川県企画部統計課人口・労働力統計班, 『神奈川県市区町村丁・字別人口 昭和63年10月1日現在』, 1989年3月
19. 新潟県企画調整部統計課, 『新潟県の人口移動 昭和63年 新潟県人口移動調査結果報告』, 1989年3月
20. 富山県総務部, 『富山県の人口 富山県人口統計調査結果報告書 昭和63年(昭和62年10月1日～昭和63年9月30日)』, 1989年3月
21. 石川県企画開発部統計情報課統計普及係, 『石川県の人口動態 (昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで)』, 1990年3月
22. 福井県総務部情報統計課, 『3.人口』, 『福井県統計年鑑 第35回 昭和62年』, 1989年3月
23. 山梨県企画管理局統計調査課人口教育統計担当, 『山梨県常住人口調査結果報告 昭和63年度』, 1989年2月
24. 長野県総務部情報統計課, 『長野県の人口(毎月人口異動調査結果報告) 昭和63年』, 1989年3月

25. 岐阜県企画部統計課, 「岐阜県人口動態統計調査結果 昭和63年」, 『統苑』, 増刊No. 11, 1988年12月
26. 岐阜県企画部統計課, 「市町村別年齢(各歳)・男女別推計人口 岐阜県人口動態統計調査結果 平成元年4月1日現在」, 『統苑』, 増刊No. 1, 1989年3月
27. 静岡県企画調整部統計課, 「静岡県人口推計年報 昭和63年」, 『静岡県の統計』, 1989年5月
28. 愛知県企画部統計課, 『あいちの人口 市区町村別推計人口と世帯数(年報) 昭和63年』, 1989年3月
29. 三重県地域振興部統計課, 「三重県の人口 月別人口調査(推計)結果(昭和63年10月~平成元年9月)」, 『統計資料』, No. 478, 1989年12月
30. 滋賀県企画部統計課人口経済統計係, 『滋賀県推計人口年報 昭和63年10月1日現在』, 1989年3月
31. 京都府総務部統計課人口労働係, 『京都府の人口 推計人口調査結果(昭和63年10月1日現在)』, 1989年2月
32. 大阪府企画調整部統計課, 『大阪府の人口 昭和63年10月1日現在』, 1989年3月
33. 兵庫県企画部統計課, 『兵庫県人口の動き 昭和63年1月~12月』, 1989年3月
34. 奈良県企画部調査課人口係, 『奈良県推計人口 年報 昭和63年10月1日現在』, 1989年3月
35. 和歌山県企画部統計課, 「和歌山県人口推計結果の概要」, 『和歌山の統計』, 1989年3月
36. 鳥取県企画部統計課, 『鳥取県の人口 昭和63年』, 1989年6月
37. 島根県企画部統計課, 『年齢階級別推計人口(昭和63年10月1日現在)』(統計資料63-No. 20), 1989年3月
38. 岡山県企画部統計管理課, 『岡山県人口の動き-岡山県毎月流動人口調査結果から- 昭和63年』, 1989年3月
39. 広島県企画振興部統計課, 『広島県人口移動統計調査報告 昭和63年』(資料第737号), 1989年7月
40. 山口県企画部統計課, 『山口県人口移動統計調査結果報告』(統計資料第178号), 1989年4月
41. 徳島県[徳島県企画開発部統計課], 「徳島県人口移動調査年報 昭和63年」, 『統計情報』, No. 120, 1989年3月
42. 香川県企画部統計調査課, 『香川県人口移動調査報告 昭和63年』, 1989年3月
43. 愛媛県調整振興部統計課, 「昭和63年における人口, 消費者物価指数の動向について」, 『えひめの統計』, 1989年3月
44. 高知県企画部統計情報課, 「特集 高知県の人口移動 平成元年」, 『統計高知』, 特集号, 1990年3月

45. 福岡県企画振興部調査統計課, 『福岡県の人口と世帯(推計)年報 昭和63年10月1日』, 1989年3月
46. 佐賀県企画局統計課人口労働統計係, 『佐賀県の人口 佐賀県人口移動調査報告書(昭和62年10月～昭和63年9月) 昭和63年』, 1989年3月
47. 長崎県企画部情報統計課, 『長崎県年齢別推計人口』, 非公刊
48. 長崎県企画部情報統計課, 『昭和63年 長崎県異動人口調査結果報告』, 『ながさきの統計』, No. 372, 1989年3月
49. 熊本県企画開発部統計調査課, 『熊本県の人口(熊本県推計人口調査結果報告) 昭和63年度』, 1989年3月
50. 大分県総務部統計課, 『毎月流動人口調査報告(昭和62年10月1日～昭和63年9月30日) 昭和63年版』, 1989年3月
51. 宮崎県企画調整部統計課, 『宮崎県の人口 現住人口調査(年齢別統計) 昭和63年10月1日』, 1989年3月
52. 鹿児島県統計課, 『県推計人口の動き』 『統計鹿児島』, 月1回刊行
53. 沖縄県企画開発部統計課, 『人口移動報告年報(昭和61年10月～昭和62年9月) 昭和62年』, 1988年3月

(厚生省人口問題研究所『人口問題研究』第47巻第2号(1991.7)より許可を得て転載。一部誤植を訂正。)